

主治医意見書等の取り扱いについて

大里広域市町村圏組合（以下「大里広域」という。）における主治医意見書等の取り扱いにつきましては、国からの通知で示された基準等に則り、次のとおりです。

1 主治医意見書の基本的な考え方

（１）主治医がいる場合

これまでの診療等によって得られている情報に基づき、意見書を記載してください。

（２）主治医がいない場合その他主治医の意見を求めることが困難な場合

診断命令（下記参照）により、大里広域が指定する医師*（以下「指定医」という。）が、診断により意見書を作成してください。

指定医は、①基本的な診察と、②必要に応じた基本的な検査を行い、意見書を記載してください。

◎診察・検査の詳細につきましては、「3 診察・検査に係る費用等」を参照してください。

※「大里広域が指定する医師」とは、熊谷市医師会又は深谷寄居医師会が指定した医師のことです。【例】要介護認定申請者（以下「申請者」という。）の住所地の近隣にあるなど、申請者にとって受診の便がよい医師など

〔特記事項〕

意見書を記載する医師について申請者の希望がある場合は、通常の申請と同様の手続きにより、当該申請者が指定する医師に記載を依頼することとし、指定医による意見書の記載としては取り扱いません。

☞ 診断命令（介護保険法第27条第3項等ただし書き規定関係）

・主治医がいない場合その他主治医の意見を求めることが困難な場合、大里広域が、申請者に対して、指定医の診断を受けるよう命じます（診断命令の様式は、別添「診断命令書」のとおり）。

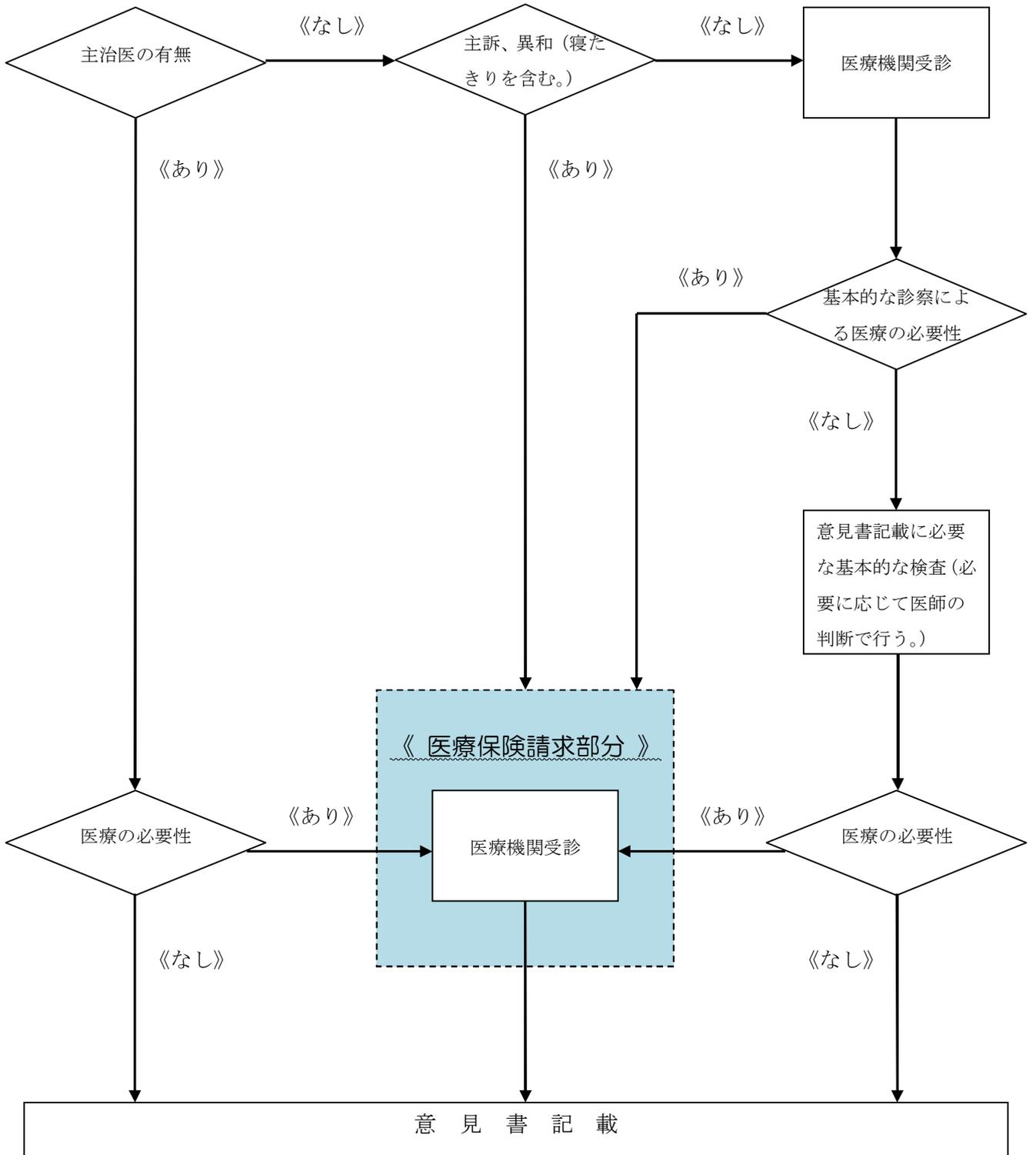
☞ 診断命令する申請者に係る情報等

・大里広域から指定医のいる医療機関へ申請者に係る情報を事前に電話で連絡します。この際、申請者が診断を受ける日程等について調整させていただきます。

・診断命令を受けた申請者は、指定の日時に該当の医療機関へ診断命令書を提示し、診断を受けます。

○主治医が意見書を作成する場合の基本的な考え方は、下図のとおりです。

【主治医意見書作成の流れ】



2 主治医意見書の記載に係る対価等

1 意見書の記載に係る対価

在宅・施設別、新規・継続申請別に、次のとおりです。

【意見書作成料】

区 分	在 宅	施 設
新 規 申 請 者	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円
継 続 申 請 者	4, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円

☞ 「新規申請者」とは

新規申請又は更新申請等において、施設又は在宅にいる者について、医療機関又は主治医が初めて意見書を記載した者をいいます。

☞ 「継続申請者」とは

更新申請等（ただし、新規申請を除く。）において、施設の入院・入所者については前回申請時と同一の施設に入院・入所している者及び在宅の者については前回申請時と同一の医療機関又は主治医が意見書を記載した者をいいます。

☞ 「施設」とは

介護保険施設のみならず、社会福祉施設及び医療施設であって入院・入所機能を有するものを含みます。これらの施設の入院・入所者に対して、常勤・非常勤を問わず、健康管理を含む医学的管理を行うことを業務とする医師が、その入院・入所者に関する意見書を記載した場合、「施設」となります。

※上記の施設の入院・入所者であっても、当該施設と関係のない医師が意見書を記載した場合は、「在宅」となります。

◎施設類型別の意見書費用区分の具体的な事例につきましては、別添「平成11年11月26日付け事務連絡『主治医意見書の費用区分の例について』（厚生省老人保健福祉局 介護保険制度施行準備室）」を参照してください。

2 意見書作成料請求書の様式

別添「介護保険 主治医意見書作成料請求書」のとおり

3 意見書作成料の請求方法及び支払い

上記「2」の請求様式により、「主治医意見書」と一緒（※請求漏れを防ぐため）に大里広域へ請求してください。同月の初日から末日までの間に、大里広域で受け付けた請求書（記入漏れや不備等のあるものを除く。）をとりまとめ、

請求書受付月の翌月末日までに指定の口座へ振り込みます。

3 診察・検査に係る費用等

1 診察・検査に係る費用

主治医がなく、主訴や異和（寝たきりを含む。）等もない申請者に意見書を記載する場合に必要な基本的な診察と検査に係る費用のことをいいます。

【医師の判断に基づき行う基本的な検査の範囲】

胸部単純X線撮影、血液一般検査、血液化学検査、尿中一般物質定性・半定量検査

2 診察・検査費用の支払い対象者

要介護認定等申請書を提出した被保険者のうち、主治医がいないために申請書中「主治医」欄に記載のない者、かつ、主治医がいないことを申し出た者で、大里広域が診断を受けることを命じた者（＝指定医による診断を受ける者）です。

☞ 要介護認定の申請者であって、主治医がなく、主訴や異和（寝たきりを含む。）等もない者が、要介護認定の申請を行う場合は極めて例外的なものと考えられます。このため、診断命令が直接適用されることはほとんどありませんが、稀に「医者に掛かったことがない。」又は「遠方から転居したばかりで近くにかかりつけ医がいない。」というような者が申請しようとするとき、診断命令により申請者に受診を促します。

〔特記事項〕

意見書を記載する医師について申請者の希望がある場合は、通常の申請と同様の手続きにより、申請者が指定する医師に意見書の記載を依頼することになります。※診察・検査費用の支払い対象適用除外者

3 診察・検査費用の支払い内容

診察に対しては、初診料相当額を支払います。

また、診察の結果、特に医学的な問題がない場合、医師の判断により必要に応じて基本的な検査（上記「1」のとおり）を行い、その結果に基づき主治医意見書を作成した場合に、当該検査に要する費用について支払います。

※診察の結果、治療及び治療に係る検査を必要と認めた場合は、当該検査に要する費用は医療保険へ請求することになります。

4 診察・検査費用請求額

診察・検査を実施した時点における診療報酬単価に基づき請求してください。

※申請者に主訴、異和（寝たきりを含む。）等がある場合や基本的な診察・検査によって医療の必要が認められる場合、その医療は“医療保険”へ請求することになります。

5 診察・検査費用請求書様式

別添「介護保険 主治医意見書診察・検査費用請求書」のとおりです。請求書は、診断命令書を申請者に交付した後、大里広域から該当の医療機関へ郵送で送付します。

6 診察・検査費用の請求方法及び支払い

上記「5」の請求様式により、「主治医意見書」及び「介護保険 主治医意見書作成料請求書」と一緒（※請求漏れを防ぐため）に大里広域へ提出してください。同月の初日から末日までの間に、大里広域で受け付けた請求書（記入漏れや不備等のあるものを除く。）をとりまとめ、請求書受付月の翌月末日までに指定の口座へ振り込みます。

○大里広域が診察・検査に係る費用を負担する場合の基本的な考え方は、下図のとおりです。

